			# 告 の 理 由 新 規 変 更		□ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) □ 第一種 一般原付		別 小型特殊自動車 □ 農耕作業用 □ その他	標 識 番 号 納税義務発生				第三十三号の五十三号の五十三号の五十三号の五十三号の五十三号の五十三号の五十三号の		
	令 和		□ 転入 □ 住所 □ 標識番号 () □ その他 ((総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以 □ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) □ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以 □ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以 □ ミニカー		力0.8kW以下)	,	年月日	令和	年	月	日の一般に、第十プ条限	
		住 所 又は 所在地				所有形態 1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.その他 () 主たる定置場 %()內は旧主た () 1.左記所有者の住所又は所在地と同じ ()) (g)	
	納	有 (フリガナ) 氏 名 又は 名 称 生 年 月 日 電話番号			る定置:	場所在の名を記入	在の記入 2. ())	
	納税(申告						車	名		び年式 型 年式	Ĭ			
	口・報告)						車台番	番号	型式認	定番号	総排気量	量又は定格	L	
	口、義務者				長	. <i>*</i>		幅	最高速	度	最	高出力	k W	
	者	所在地					cm	CI	n	km/h			k W	
		氏名 者名 生年 月日 大・昭・平・令年月日電話番号			販譲	□第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) · □第二種 乙(総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下)								
	屋	住所 展 又は				□第二種 甲(総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) · □ミニカー □小型特殊自動車								
	Н	所任地 (フリガナ) 氏 名			証.	14.1H 1 /1 H								
	礻	者 又は名 称 電話番号				住所又は所在地								
	コード			書	電話									
	1点確認(写真有) □免許証 □個人番号カード □資格領						衹) □キャッシュカード)	※ <u>交</u> 付 ・ 処 理	照合人	力	受 付	税制課品	雀認	

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の☑(チェック欄)に を記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の☑(チェック欄)のいずれか1つのみに を記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。 また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵便物が確 実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。 また、「5. その他」に該当する場合には、() 内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については 2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。また、変更の申告の場合については、() 内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□(チェック欄)にを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並び忙電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
- 備考 申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するも のでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
 - ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
 - ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。